

大牟田市契約管理システム再構築業務基本仕様書

1. 基本事項

(1)業務名

大牟田市契約管理システム再構築業務

(2)業務の目的

大牟田市が保有する建設工事、建設工事関連業務及び物品に関する業者情報、入札契約情報及び検査情報を管理するとともに、電子入札システム（ふくおか電子自治体共同運営協議会が運営する電子入札システム）との連携機能を備えたシステムを構築、導入することで事務の省力化、効率化を図る。

(3)業務内容

構築業務

- ・打合せ協議に係る資料の準備・収集・整理、議事録作成、設計業務
- ・システム構築
- ・現行の契約管理システムから抽出された、登録業者及び契約データの移行（過去10年分）
- ・職員に対する操作研修及びマニュアル作成
- ・その他本システム構築に必要な作業

運用保守業務

- ・システム運用管理
- ・障害発生時の対応
- ・ソフトウェア、アプリケーション、ハードウェア保守
- ・その他本市システムの運用・保守に必要な作業

(4)業務期間

構築期間

契約締結の翌日から令和6年3月31日

運用期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日

ただし、契約期間終了以降も本市が希望する場合は、継続して利用も可能であること。

2. 構築業務

(1)実施条件

本システムは運用上必要な現行の各法令等に対応していること。また、構築後の法改正等があった場合には迅速に対処できること。

構築責任者及び担当技術者を明確にし、進捗管理や品質管理等を行うこと。また、構築体制図を明確にした体制図を提案時に提出すること。

システム構築においては、豊富な実務経験を持つ業務に精通した技術者が対応し、本市担当課職員及び情報部門担当課職員と十分な協議を行った上で、本市の要望を十分に考慮すること。

問題解決及び情報共有を目的とした打合せを必要に応じ適宜実施すること。

本市からの問い合わせ等に対しては、迅速かつ適切に回答を行うこと。また、要望等には誠実に対応すること。

本業務の遂行に要する諸経費（設備費・人件費・消耗品費・通信運搬費等）については、全て本業務の提案価格に含むものとする。

(2)機密保護

- ・業務の実施における個人情報の取扱いについて、本市のセキュリティポリシーを遵守すること。
- ・個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ・本市から知り得た情報（公開情報を除く。）は、本システムの提案、契約の目的以外に使用せず、契約期間の終了後についても機密として扱い、第三者に開示若しくは漏洩しないように必要な措置を講じること。

(3)業務の引継ぎ

本業務の契約期間の終了後、他社のシステムへ移行する場合は、事業者は運用・保守期間終了時まで本市が業務を継続して遂行できるよう必要な措置を講じ、他社システムへの移行に必要な作業を支援（打合せ参加、資料提供等）すること。なお、契約終了時のデータ提供に係る経費は本業務の価格提案書には含めない。

3．導入要件

(1)前提条件

システムの形態

Web ブラウザにより動作可能であり、クラウド方式（LGWAN 回線とする。）又はクライアントサーバー方式で運用するものとする。

サーバを庁内に設置する場合は本市デジタル行政推進室マシン室に配置することとし、庁内ネットワークを介して利用できること。また、サーバはラックマウント方式とし、サーバラックは新設又は既設のサーバラックを使用すること。

クライアントの環境

クライアント端末の利用環境について、OS は Windows10 以上（Windows10 以上の複数のバージョンが混在しても対応可能であること）、ブラウザは Microsoft Edge、PDF ファイルは Adobe Acrobat ReaderDC による閲覧及び印刷に対応していること。

職員の利用するクライアント端末及びプリンタは本市が導入している機器を利用すること。

クライアント端末への新たなプログラムやアプリケーション等の追加インストールを必要としないことを前提とするが、OS やブラウザ等のバージョンアップやソフトウェア等の導入が必要な場合は当該ソフトウェアと導入手順を示し、初期導入に必要な作業がある場合は価格提案書に含めること。

職員利用端末の仕様

区分	項目	仕様・
ハードウェア (シンクライアント)	CPU	AMD 2GHz 相当
	メモリ容量	4GB
	ディスク容量	60GB

	画面解像度	19型 1280×1024
ソフトウェア	OS	Windows10 Enterprise LTSC 1809
	ブラウザ	Microsoft Edge (Chromium) 92.0902.67
	Office	Just Government 4 又は Microsoft Office 2016

システム利用端末ネットワーク環境

システムを利用するネットワークについては、本市既存のネットワーク環境（LGWAN 接続系）を利用すること。このためネットワークの接続に関しては、本市情報部門担当職員及び関連業者と調整の上、スムーズな接続を実施すること。

専用線又は LGWAN-ASP サービス等での利用を前提とする場合、行政情報セキュリティ強化の趣旨に則り、インターネット回線と分離すること。

また、本市が事前に準備する必要がある設定や、想定される利用帯域（通常時と繁忙期）の目安についても企画提案書に記載すること。

(2)基本方針

建設工事及び測量・建設コンサルタント・物品に係る業者登録、入札及び契約、検査の一連の事務処理ができること。

a)登録業者数

- ・建設工事業者：約 740 者
- ・測量・建設コンサルタント業者：約 420 者
- ・物品業者：約 690 者

b)年間案件数

- ・建設工事：約 180 件
- ・測量・建設コンサルタント：約 30 件
- ・物品（総価）：約 820 件
- ・物品（単価）：約 170 件

ふくおか電子自治体共同運営協議会の参加団体で共同利用している電子入札システムとの連携に対応できること。

理解しやすい画面構成、直感的な操作性・履歴管理等の仕組みを備えており、特別な知識がなくても情報の検索やデータ抽出ができるよう、EUC 機能を備えるなど汎用性が高いこと。

帳票については、クライアントから参照でき、PDF 形式又はエクセル形式等に変換して出力できること。A4 判出力を基本とし、出力前にプレビュー表示ができること。

各種帳票の印刷には、既設のプリンタ（メイン機種：FUJIFILM 社 DocuPrint 3000 d）が利用できること。また、プリンタのメーカーや機種に依存しないシステムであること。

電子登録（インターネットを通じた競争入札参加資格者申請）や電子契約、内部事務処理における電子決裁など電子自治体の推進を見据えた本市の業務改善に繋がるシステムであること。

法令等の制度改正に即時対応できること。

定期的に機能強化・バージョンアップ等が予定される発展性のあるシステムであること。

(3)機能要件

「機能要件回答書」を参照すること。

(4)システム稼働時間

8時から22時(土曜日、日曜日、祝日を含む)までを稼働時間の基本とする。また、この範囲を超えて稼働させることも可能とすること。なお、システムメンテナンス等により、一時的にシステムの利用を停止する場合は、事前に本市へ連絡すること。

(5)システム規模等

システム利用者数及び端末数

内容	台数及び人数
システム利用者数	約900人
システム利用端末数	約900台
同時接続台数	約90台

(6)バックアップ

自動的に日次フルバックアップ又は差分バックアップを取得し、月次でフルバックアップが可能であり、かつバックアップデータによるシステム復旧が可能であること。

バックアップの時間変更など柔軟に対応できる仕組みを構築すること。

(7)信頼性

本番稼働後のシステム変更、システム機能追加やバージョンアップ時には、本番環境以外で十分にテストできる環境を有すること。

アクセス制限、操作ログの取得、通信回線及びデータベース暗号化、その他セキュリティ対策を講じ、データが第三者から閲覧されない環境を構築すること。

(8)研修

システム導入時に職員向けの操作研修を行うこと。操作研修会場、研修用PC、電源、ネットワーク環境は本市にて用意する。研修の際に使用する資料は参加人数分を用意すること。なお、研修動画を本市に提供し、各職員が自席の端末を用いて受講する方式でも可とする。

管理者向け操作説明(契約検査室職員)

一般職員向け操作研修

・令和6年3月 300名程度

(9)マニュアル作成

システム導入時に管理者及び職員向けのマニュアルを作成すること。マニュアルについては、必要に応じて随時改定し、常に最新の状態を保持して本市に提供すること。

4. データ移行

(1)移行の考え方

現行システムから円滑にデータを移行するため、移行時期と手法を明確にすること。

(2)現行システムからのデータ抽出

現行システムは次のとおり

- ・ 日本電気(株) GPRIME 契約業者管理システム

(3)データ移行範囲

データ移行範囲については、以下のとおり。ただし、詳細については、構築業者決定後、本市と協議の上決定する。

- ・ 業者情報
- ・ 契約案件情報

(4)要件

現行システムからの抽出データは本市から提供するため、データ抽出に要する経費は本業務の提案価格に含めない。

現行システムに保存されているデータは原則全て提供するが、システム的な理由やデータ不備等で移行が困難なものがある場合は、本市と協議を行うこと。

ファイルレイアウトは、原則本市指定のものとするが、システム開発の初期段階において、データ移行に関する事項（提供データ内容・量、データ抽出・提供方法、データ形式、文字コード、提供時期、提供回数等）について本市と（必要であれば現行システム運用保守事業者も同席の上）協議すること。

移行データの確認やデータ移行後のシステム検証等の作業については、チェックリスト等を作成・提示するなど本市の負担を軽減できるように配慮すること。

5 . 他システムとのデータ連携

本市財務会計システム及び人事給与システム（株）BCC 社製 Lapis）とのデータ連携に対応すること。また、それに関するすべての作業は調達範囲に含めるものとする。なお、財務会計システムは令和6年4月に新システム（決定業者名及びシステム名は後日記載）で運用開始予定のため、連携する業務メニューやファイルレイアウト等については、本市及び関係システム業者と協議すること。

6 . 保守・運用要件

運用保守支援の範囲は、導入システム等の本業務によって調達した全てのシステムを対象とし、セキュリティに関する事項も含むこと。

(1)基本要件

円滑なシステムの稼働を確保するために必要な機能修正や変更等の保守管理作業を行うこと。なお、大幅な制度改正等によるシステムの改修以外は、バージョンアップ等を含め通常の保守の範囲で特段の経費を要することなく行うこと。

(2)障害発生時の対応

障害発生時には、2時間以内に復旧作業にとりかかることとし、復旧に係る所要時間の見込み等について速やかに報告するとともに、1両日中を目安に復旧させることを原則とするが、時間を要する

場合は本市と協議の上、出来るだけ迅速に対応すること。また、復旧後は障害報告書により原因について本市に説明し、今後の対策を協議すること。

(3)サポート体制

保守業務の受付時間は、本庁開庁日の8時30分から17時15分までを基本とする。導入する契約管理システムを熟知した担当者を配置し、問合せに対しては原則当日中に1次回答を行うこと。また、災害時や重大な障害発生時、至急の問合せに対応する時間外受付窓口を設けること。

(4)保守の方法

保守にあたっては、オンサイト保守、リモート保守のいずれの方法による保守も可とする。ただし、リモート保守を実施する場合は、情報漏洩等のリスクについて、専用線やVPN等の対策を施すこととし、保守開始時と終了時に報告を行うこと。また、対応した日時や内容などを定期的に報告すること。

7. クラウド方式とする場合のデータセンターの要件

データセンターは国内に存在すること。

データセンター及びデータセンター内のサーバ等設置室の出入りは権限を持つ者のみに限り、ICカードや生体認証等による認証を行うとともに、出入り口は常に監視・記録されていること。

データセンター内の本市が利用するラックについては、関係者以外の者が操作できないよう、施錠等の措置が講じられていること。

適切な空調管理が行われていること。

地震、水害、火災、停電等の災害対策が行われていること。

8. 成果物

契約管理システム一式

システム稼働に必要な新たなハードウェア・ソフトウェア（必要な場合のみ）

構築体制図

マスタースケジュール

詳細スケジュール

システム設計書（要件一覧、業務概要、業務フロー、帳票・伝票レイアウト、区分・コード設計書等）

操作研修用テキスト（動画研修を実施する場合は動画を含むこと）

カスタマイズ機能仕様書

操作マニュアル

全体進捗状況報告書

打合せ議事録

その他必要と思われる資料

9 . その他

(1)契約について

運用保守に係る契約については、令和6年4月1日より別途契約するものとする。

(2)その他

本仕様書に記載のない事項について、疑義が生じたときは速やかに本市と協議すること。